平成３０年（フ）第９９９号
神奈川県藤沢市高倉2125番地の１　Ｅｌｅｇａｎｃｅ湘南207
債務者　笹澤　建二
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６号
富山県氷見市北大町23番１号
債務者　森谷　貞夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　寿雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第３７号
富山県氷見市北大町23番１号
債務者　森谷　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　寿雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第３８号
富山県氷見市北大町23番１号、住民票上の住所富山県氷見市諏訪野６番７号
債務者　森谷　貞洋
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　寿雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第５７７号
札幌市中央区北７条西23丁目３番１－301号
債務者　渡邊　鈴江
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６２号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目２番12－303号
債務者　井上　貴子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８９号
札幌市中央区南４条東４丁目１番地72　スペース南４条310号
債務者　北谷　　亮
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７９６号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番13－101号
債務者　村中　祐太
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８０２号
札幌市西区宮の沢１条５丁目６番33－205号
債務者　末永　弘武
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８０７号
札幌市豊平区西岡３条５丁目６番48号　クチュール西岡３・５－205号
債務者　三嶋　祥子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８２９号
札幌市北区新琴似９条８丁目７番２号　ハイツ明和101号
債務者　畠谷　　一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４９号
札幌市北区南あいの里５丁目６番10－401号
債務者　板垣　真紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９１号
釧路市芦野３丁目１番７号
債務者　衣川　麻璃
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第９４号
北海道釧路郡釧路町新開６丁目25番地　田中ハイツⅡ202号室
債務者　斉藤真奈美
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１２４号
岩手県滝沢市砂込843番地
債務者　小野寺　香
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１３８号
盛岡市東安庭２丁目３番３号　コーポ石川102号
債務者　奈良　夕子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部